

令和7年度（2025年度）

特定教育・保育施設等に 対する集団指導

福祉部指導監査課 児童担当



はじめに

集団指導は、業務が適正に行われるよう、施設等の運営に関する基準の遵守等について、動画視聴により実施しています。

今回の集団指導の内容を参考に、今後とも適切な施設運営をお願いします。



目次

- 第1章 【指導検査】と【監査（特別指導検査）】について
- 第2章 令和6年度（2024年度）の指導検査の概要について
- 第3章 令和7年度（2025年度）の指導検査における指導事項について
- 第4章 令和6年度（2024年度）の集団指導について



第1章 【指導検査】と【監査（特別指導検査）】について

【指導検査】



実際に施設に立ち入り、「運営」「保育」「会計」などについて確認します。

主な目的

- 教育・保育の質が確保されているか
- 会計処理が適正にされているか
- 給付費（施設型給付費等）が適正に請求されているか
- 法令・条例等が遵守されているか



指導検査における指導方法

【文書指摘】

➡福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合は、「口頭指導」とすることができる。**改善報告書の提出が必要。**

【口頭指導】

➡福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」とする。**改善報告書の提出は不要。**ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。

なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。

【助言指導】

➡法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

指導検査基準については、[市ホームページ](#) > [くらしの情報](#) > [高齢・介護・障害・生活福祉](#) > [社会福祉法人の認可等・社会福祉施設等の指導監査](#) > [児童福祉施設等の指導監査](#) > [児童福祉施設等の指導監査について](#)

指導検査の重点事項①

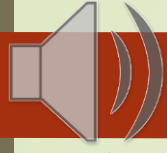
(1) 運営管理関係

ア 安全対策の徹底

- ・ 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか
- ・ 消防計画に基づく職員の研修及び避難訓練の実施等の防災対策、安全対策が徹底されているか

イ 職員の確保及び処遇

- ・ 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか
- ・ 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか



指導検査の重点事項②

(2) 保育内容関係

ア 健康・安全管理の徹底

- ・調理・調乳に携わる職員の細菌検査が毎月徹底されているか
- ・児童の健康診断（入所時・年2回の定期健康診断）は適正に実施されているか

イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

- ・アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか

ウ 保育の状況

- ・虐待防止等、子どもの人権に配慮した適正な保育が行われているか

指導検査の重点事項③

(3) 会計経理関係

適切な会計処理の徹底

- ・法令に則った適切な会計処理がされているか
- ・委託費の弾力運用の範囲は適正か
- ・上乗せ徴収や実費徴収を実施する場合、保護者からの同意を得ており、その金額は適正か
- ・処遇改善等加算は適正に行われているか



指導検査の流れ

一般指導検査の実施(児童福祉法第46条第1項・子ども・子育て支援法第14条第1項)

市 結果通知の送付

施設 指摘なし

施設 文書指摘ありの場合、改善が必要(結果通知到着から一か月以内)

施設 改善報告書・資料等提出

改善が不十分な場合

口頭指導は改善報告書の提出は不要ですが、速やかに改善してください

市 改善報告書・資料等確認(改善不十分の場合、再指導・資料等再提出依頼)

改善が確認された場合

検査終了



【監査（特別指導検査）】とは

監査（特別指導検査）は次の場合が対象となります。

○特別指導検査（児童福祉法）

- ・ 死亡事故等の重大事故が発生した場合又は児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合 等

○監査（子ども・子育て支援法）

- ・ 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）
- ・ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報
- ・ 実地指導を行った特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報



監査（特別指導検査）の重点事項

- (1) 運営管理関係
 - ア 著しい運営基準違反は行われていないか
 - イ 書類の提出や質問に対して、虚偽の報告又は答弁を行っていないか
- (2) 保育内容関係
 - 児童の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれはないか
- (3) 会計経理関係
 - ア 会計原則を踏まえた経理規程等を遵守し、経理処理が適正に行われているか
 - イ 施設型給付費等の請求に不正等がないか

監査の流れ

指導監査課所管

監査の実施(子ども・子育て支援法(以下、法)第38条、第50条)

監査内容の精査

監査調書作成

基準違反発覚等、法第40条第1項第52条第1項各号に該当する場合

監査調書精査

保育幼稚園課所管

勧告(法第39条第1項第51条第1項)

公表(法第39条第3項第51条第2項)

期限内にこれに従わない時

改善報告書の提出

改善報告書の受理・審査

改善が確認
された場合

終了(勧告に関する事)

聴聞・弁明の機会の付与(行政手続法第13条)

処分決定

処分通知の送付・公示(法第41条第3項第53条第3項)

効力発生

勧告に係る措置をとらない時

改善命令・公示
(法第39条第4項・
第5項第51条第3
項・第4項)

※児童福祉法に基づく特別指導監査の流れは省略
※表中赤字は特定教育・保育の条文、青字は特定地域型保育事業の
条文を表します。

行政処分事例（他自治体）①

令和5年（2023年）10月3日付け
確認の効力の一部停止（新規利用者の受入停止 12か月）

対象施設 認定こども園

- (1) 特定教育・保育施設の設置者の責務違反
 - (2) 給付費の不正請求
 - (3) 特別監査時における虚偽の報告
- （返還額 不明）

行政処分事例（他自治体）②

令和7年（2025年）2月27日付け
確認の効力の一部停止（新規利用者の受入停止 12か月）

対象施設 小規模保育事業

(1) 給付費の不正請求

(2) 虚偽の報告

（返還額 4,163,880円）

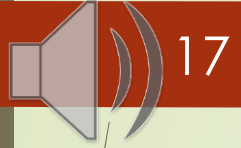
行政処分事例（他自治体）③

令和7年（2025年）2月28日付け
確認の効力の一部停止（新規利用者の受入停止 12か月）

対象施設 認可保育施設

- (1) 管理者設置に係る委託費の不正請求
- (2) 職員配置に係る委託費の不正請求
- (3) 補助金に係る不正又は著しく不当な行為
- (4) 監査書類等の虚偽報告に係る不正又は著しく不当な行為

（返還額 34,874,566円）



第2章 令和6年度（2024年度）の指導検査の概要について

令和6年度（2024年度）の特定教育・保育施設等 指導検査の実績

区分		特定教育・保育施設			特定地域型保育			母子生活 支援施設	計
		認可 保育所	認定 こども園	幼稚園 (新制度)	家庭的	小規模	事業所内		
対象施設数		88	21	6	12	8	7	1	143
指導検査施設数		54	21	1	12	8	7	0	103
指摘 等 件 数	文書指摘	20	7	0	3	4	6	0	40
	口頭指導	16	25	2	4	0	2	0	49
	助言	10	2	0	14	0	3	0	29

令和6年度（2024年度）特定教育・保育施設等 指導検査の内訳

検査した施設（103施設）の内、

- ・文書指摘があった施設数（28施設）は、検査施設数の27%（R5 22%）
- ・口頭指導のあった施設数（22施設）は、検査施設数の21%（R5 34%）

内容	運営管理	教育・保育内容	会計経理	新制度 公定価格	新制度 特定子ども	計
文書指摘	12	15	7	5	1	40
口頭指導	31	5	4	7	2	49
助言	9	13	1	6	0	29
計	52	33	12	18	3	118

文書指摘の件数は令和5年度の運営管理が30件に対し令和6年度12件と減少しましたが、教育保育は4件⇒15件、会計経理は2件⇒7件と増えました。

全体の件数として、令和5年度の検査件数が70施設に対し令和6年度103施設と増えましたが、指摘件数は口頭・助言も含めて、令和5年度124件⇒118件と若干減少しました。



指導検査における指導事項について

1. 運営管理
2. 教育・保育内容
3. 会計経理
4. 子ども・子育て支援新制度(公定価格)
5. 子ども・子育て支援新制度(特定子ども)

1. 運営管理

(1) 【文書指摘】 12件（R5年度30件）

- | | | |
|---|---------------------------------------|----|
| ① | 安全計画が策定されていない | 2件 |
| ② | 安全計画の職員に対する研修及び訓練を実施していない | 4件 |
| ③ | 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について
周知されていない | 4件 |
| ④ | 毎月避難訓練及び消火訓練を実施していない | 1件 |
| ⑤ | 資格を有する職種に資格を有する職員を配置していない | 1件 |

運営管理の文書指摘が令和5年度30件から令和6年度12件に大きく減少したのは、安全計画関係の指摘がR5 21件⇒R6 10件と減少したのが要因です。その10件もほとんどが令和5年度に検査できなかった施設でした。

(1) 【文書指摘】

④ 毎月避難訓練及び消火訓練を実施していない

⇒ 消火訓練が毎月1回以上行われていない月があった。

【法令等】

避難及び消火に対する訓練を月1回以上実施しなければならない。

- 避難だけでなく、消火訓練も一緒に行うこと（幼稚園、幼稚園型認定こども園は除く）
- 図上訓練や不審者訓練は含まない
- 原則として、訓練は全職員が参加して実施すること
- 訓練結果については、毎回記録し次回訓練等の参考にすること
- 通報訓練は、消防計画に定めた回数（年1回以上）行うこと



(1) 【文書指摘】

- ⑤ 資格を有する職種に資格を有する職員を配置していない
⇒保母資格は持っているが、保育士登録をしていなかった。

【法令等】

保育士とは、**内閣府令で定める事項（児童福祉法施行規則第6条の30）の登録を受け**、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。

○保母資格は持っているが、保育士登録が未登録の方がいる場合、登録を促すこと。
「保育士」として働くには、業務に就く前に保育士登録をしておく必要があるが、保育補助等、「保育士」として業務に就く予定のない方は、必ずしも登録する必要はない。

(2) 【口頭指導】 31件（R5年度41件）

- | | |
|------------------------------------|----|
| ① 業務継続計画を策定していない、研修及び訓練を定期的に行っていない | 6件 |
| ② 建築物及び建築設備の定期検査報告を行っていない | 4件 |
| ③ 非常勤職員への勤務条件の明示が不十分である | 4件 |
| ④ 一部の職員の雇入時及び定期健康診断が未実施である | 3件 |
| ⑤ 避難訓練、消火訓練その他必要な訓練実施方法が不適切である | 3件 |
| ⑥ 運営委員会の運営が不適正である | 2件 |
| | 等 |

2. 教育・保育内容

(1) 【文書指摘】 15件（R5年度4件）

- | | | |
|---|--------------------|-----|
| ① | 健康診断が適正に行われていない | 8件 |
| ② | 保育士が適正に配置されていない | 4件 |
| ③ | 調理・調乳担当者の検便が未実施である | 2件 |
| | | 他1件 |

教育・保育の文書指摘が令和5年度4件から令和6年度15件に増えたのは、児童の健康診断と、保育士の適正配置の指摘が増加したのが主な要因です。

(1) 【文書指摘】

- ① (児童の) 健康診断が適正に行われていない
⇒ (入所時7件 回数不足1件)

【法令等】

入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

○入所時の健康診断は、**入所前もしくは入所後1ヶ月以内に実施すること**

○記録を作成すること

○実施とは受診を指すこと (欠席＝未実施＝未受診)

(平成28年1月7日付 事務連絡 平成28年度からの入所時の健康診断と定期の健康診断の取り扱い等について (保育幼稚園課通知))

(1) 【文書指摘】

② 保育士が適正に配置されていない

⇒管理者を保育従事者として配置していた、保育士資格のないものが配置されていた等

八王子市における基準

登園児童に対して算出した結果、必要職員数が1人となる場合の配置

区分	配置
① 通常の利用日及び利用時間帯	・ 常時2名の常勤保育士 ・ 1人は短時間勤務の保育士でも可
② ①以外（延長保育部分）	・ 2名の保育士 ・ 1人に限り、保健師、看護師、準看護師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者（常勤で1年相当程度が目安）、家庭的保育者及び子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者を保育士とみなすことが可

根拠：①は八王子市保育所設置認可等事務取扱要綱4(1)ア(ア)、②は八王子市延長保育事業実施要綱第3条(1)

(1) 【文書指摘】

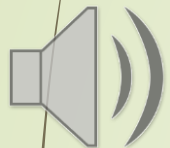
③ 調理・調乳担当者の検便が未実施である

【法令等】

調理従事者及び調乳担当者については、月1回以上の検便を実施すること。また、雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検便結果を確認した上で調理又は調乳業務に従事させること。

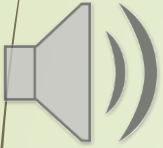
- 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行うこと
- 雇い入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えについても適切に行うこと
従事開始日から遡って1ヵ月以内に、実施及び確認したうえで従事させること
- 検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には、月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること

(2) 【口頭指導】 5件（R5年度4件）



- | | |
|-----------------------------|----|
| ① 調理従事者・調乳担当者の健康チェックが不十分である | 3件 |
| ② 健康診断記録が不十分である | 1件 |
| ③ 検食の実施方法が不適切である | 1件 |

3. 会計経理



(1) 【文書指摘】 7件（R5年度2件）（認可保育所のみ）

- ① 国庫補助金等特別積立金について適正に計上されていない 4件
- ② 他事業又は他拠点区分への貸付を年度内に補填していない 2件
他1件

(1) 【文書指摘】

① 国庫補助金等特別積立金について適正に計上されていない

【法令等】

- ・ 国庫補助金等特別積立金には、社会福祉法人が施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等の額を計上するものとする。
- ・ 設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものは国庫補助金等特別積立金に計上するものとする。

○施設及び設備の整備のために国及び地方自治体等から補助金等を受領したら、当該年度国庫補助金等特別積立金に適正に計上すること

(1) 【文書指摘】

② 他事業又は他拠点区分への貸付を年度内に補填していない

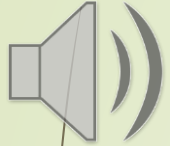
【法令等】

・ 委託費等の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分へ資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものである。

なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への貸付は、一切認められない。

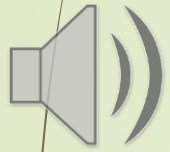
○他会計及び経理区分間の貸付を行った場合、当該年度内に精算すること

(2) 【口頭指導】 4件（R5年度1件）



- | | |
|--|----|
| ① 収支計算分析表を市に提出していない | 1件 |
| ② 会計伝票に関する会計責任者の承認が不明確 | 1件 |
| ③ 会計の原則に従って、会計処理を適正に行っていない | 1件 |
| ④ 他の拠点区分への貸付を年度内に補填していない
（本来は文書指摘だが、過去の指摘により改善中のため口頭指導） | 1件 |

4. 子ども・子育て支援新制度 (公定価格)



(1) 【文書指摘】 5件 (R5年度3件)

- ① 処遇改善加算Ⅱが適正でない 3件
- ② 費用の支払いに対して領収書を交付していない 1件
- ③ 重要事項の掲示を行っていない 1件

(1)【文書指摘】

①処遇改善加算Ⅱが適正でない

【法令等】

・ 処遇改善等加算Ⅱにおける加算額については、副主任保育士、専門リーダー又は中核リーダー及び職務分野別リーダー又は若手リーダーに対し、役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給により賃金の改善を行うものである。

○市に提出する「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）」のとおり、支給すること

(1)【文書指摘】

②費用の支払いに対して領収書を交付していない

【法令等】

・ 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

○教育・保育給付認定保護者から費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を交付すること

(1)【文書指摘】

③重要事項の掲示を行っていない

【法令等】

・特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示し、公衆の閲覧に供しなければならない。

○特定教育・保育施設の見やすい場所に、重要事項を掲示し、公衆の閲覧に供すること

※補足

令和6年4月1日条例改正により、「施設の重要事項の書面掲示を見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない」と改正された。

(2) 【口頭指導】 7件（R5年度2件）

- | | |
|---|----|
| ① 重要事項の揭示が不十分である | 4件 |
| ② 事故発生後速やかに市、子どもの家庭等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていない | 2件 |
| ③ 苦情に迅速かつ適切に対応するための措置が不十分である | 1件 |

5. 子ども・子育て支援新制度 (特定子ども)

(1) 【文書指摘】 1件 (R5年度0件)

① 利用料の額と特定費用の額とを区分して記載していない 1件

(1)【文書指摘】

①利用料の額と特定費用の額とを区分して記載していない

【法令等】

・一時預かり事業に係る費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。

○一時預かり事業に係る領収証を交付する際は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載すること

※一時預かり等の利用料金

利用料…特定費用①～⑤以外の保育料

特定費用

①日用品・文房具等の購入

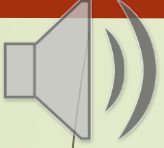
②行事への参加費

③食事の提供

④通園送迎費

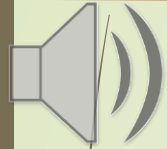
⑤その他、保護者に負担させることが適当であるもの

(参考：子ども・子育て支援法施行規則第28条の16)



(2) 【口頭指導】 2件 (R5年度7件)

①保護者に対する領収書の交付又は口座振替の記録等による管理が不十分である 2件



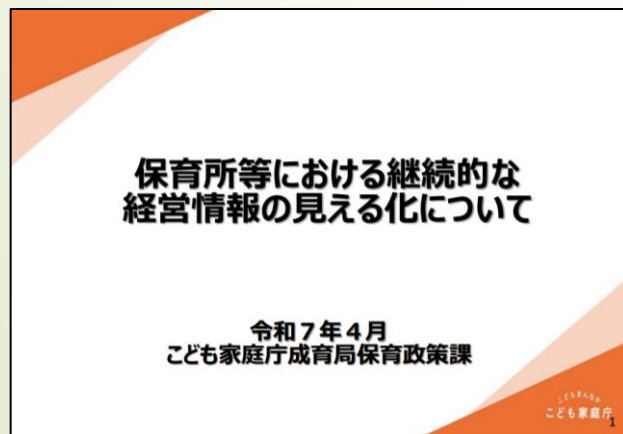
第3章 令和7年度（2025年度）の指導検査における 指導事項について

注意！ このページは令和7年度の改正です！

・ 保育所等における継続的な経営情報の見える化について

子ども・子育て支援法等が改正され、令和7年4月1日より、毎事業年度終了後五カ月以内に当該事業年度に係る経営情報等（人員配置や職員給与、収支の状況等）の報告が義務付けられました。令和7年度は令和6年度の事業が報告対象（8月末期限）です。

公表はここdeサーチ上で行われ、保護者や求職者が閲覧可能になります。
詳しくは、こども家庭庁のHPをご覧ください。



こども家庭庁HP

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/d47e249d-e99b-4bfc-b964-0368ac07cb2a/58311b8d/20250408_councils_kokoseido-keizokutekimieruka_06.pdf

1. 運営

・避難確保計画の作成・届出について

市防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の※要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、**避難確保計画を作成し、市長に報告しなければならない。**

(平成29年水防法等の一部を改正する法律により義務化)

※ 要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設のこと、児童福祉施設はこの社会福祉施設に該当します。

2. 保育①

- ・ 人権の尊重について

条例の中で、施設の長は、入所者に対する虐待事案の早期発見及び防止に努めるため、職員に対し虐待防止研修を実施するなど、必要な措置を講じなければならない。

(八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第12条第2項)



保育所・認定こども園等における

人権擁護のための
セルフチェックリスト

～「子どもを尊重する保育」のために～

全国保育士会

措置の一例として、全国保育士会が作成した「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」があります。

2. 保育②

- ・ 事故発生時の対応について

事故が発生した場合は、速やかに市や保護者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例第33条第2項)



①②③、それぞれ別の様式です。

① 重大事故【国(都)へ報告】

② 重篤な事故に直結するような事件・事故【都へ報告】

①②の場合、事故発生後直ちに市へ電話連絡をし、その後第1報、第2報が必要。

③ ①②以外の事故等【市へ報告】

ア 傷病等により医療機関を受診した場合（軽微なものや1回限りの受診含む）

イ 午睡中や食事中等に気道閉塞・窒息事故が発生した場合

ウ 食物アレルギー児等への誤食事故が発生した場合

エ 異物混入や誤食等、給食が原因の事故が発生した場合

オ 誤飲（食べ物以外）、誤食（食べ物）、異物（眼、鼻、耳等）事故が発生した場合

カ その他、市が必要と判断した場合

③の場合、市への速報を要する事故（救急車要請、心肺蘇生、AED、気道異物除去を行った、事件や火事等で110番・119番通報を行った、その他、施設又は市が必要と判断した場合）の場合は市へ電話にて報告する。それ以外の提出は原則、事故発生から1カ月程度、状況確認を行った上で報告する。

（参考：令和7年(2025年)4月1日） 八王子市幼児教育・保育施設等における事故発生時の対応について(通知)）

令和7年度指導検査における実施方針について

- 八王子市では、八王子市保育施設等指導検査実施方針をもとに検査を実施しており、その方針は八王子市のホームページからみることができます。
詳細は、[トップ](#) > [くらしの情報](#) > [高齢・介護・障害・生活福祉](#) > [社会福祉法人の認可等・社会福祉施設等の指導監査](#) > [児童福祉施設等の指導監査](#) > [児童福祉施設等の指導監査について](#) に、下記のとおりに掲載していますので、ご確認ください。
なお、令和7年度は令和6年度から変更はありません。冒頭で示したスライド13～15と同内容です。

指導検査実施方針

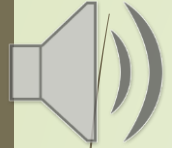
令和7年度（2025年度）における基本方針や重点項目、検査対象の選定方法等について定めています。

-  [令和7年度\(2025年度\)八王子市保育施設等指導検査実施方針（PDF形式 290キロバイト）](#)

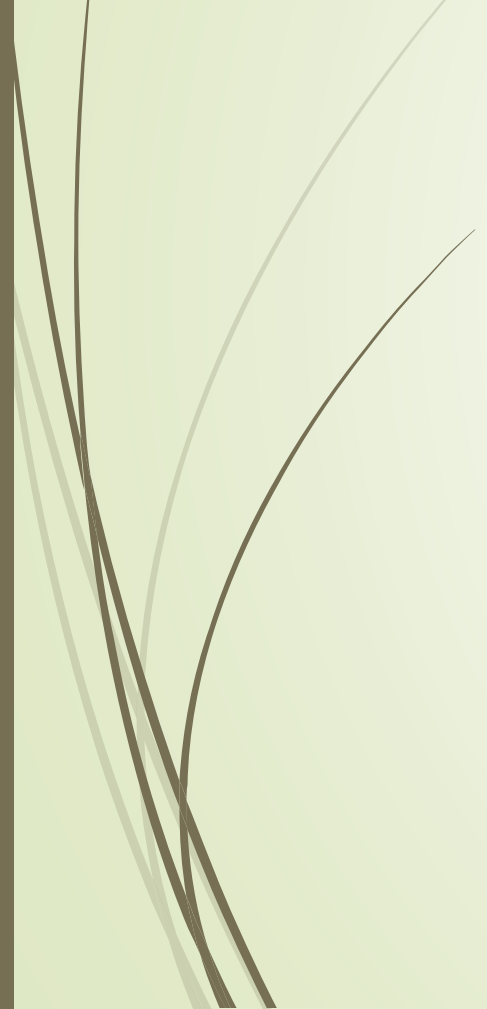
指導検査の根拠

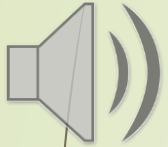
- 児童福祉法・子ども・子育て支援法
 - 八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
 - 八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
 - 八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例
 - 八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例
 - 児童福祉施設等指導検査実施要綱
 - 指導検査基準
- 等

指導検査については、市ホームページ > 暮らしの情報 > 高齢・介護・障害・生活福祉 > 社会福祉法人の認可等・社会福祉施設等の指導監査 > 児童福祉施設等の指導監査 > 児童福祉施設等の指導監査について



第4章 令和6年度（2024年度）の集団指導について





令和6年度(2024年度)集団指導の結果について①

・対象施設

認可保育所(私立)	73施設	家庭的保育事業	12施設
認可保育所(公立)	15施設	小規模保育事業	8施設
認定こども園	21施設	事業所内保育事業	7施設
幼稚園(新制度移行園)	6施設	母子生活支援施設	1施設

計143施設

令和6年度(2024年度)集団指導の結果について②

- ・ 受講施設数

令和6年度

143施設中

131施設(91.6%)

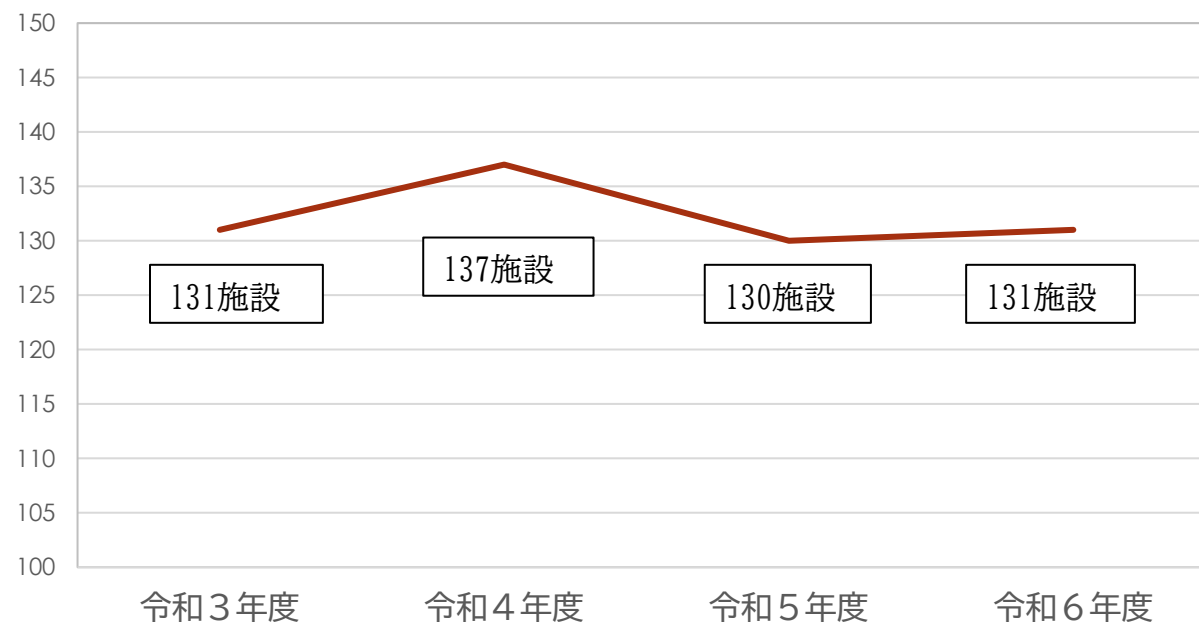
(参考)

令和5年度 130/142 (91.5%)

令和4年度 137/139 (98.6%)

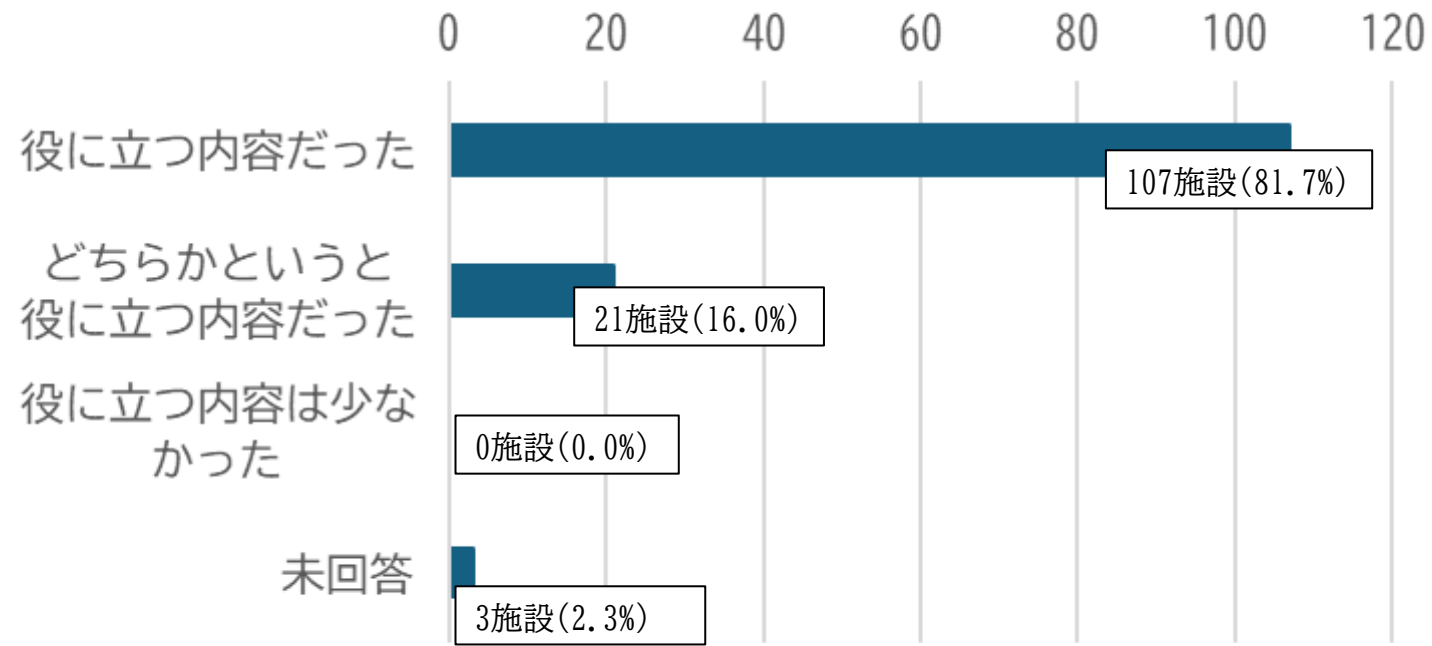
令和3年度 131/140 (93.6%)

集団指導の受講数について



令和6年度(2024年度)集団指導のアンケート結果 ①

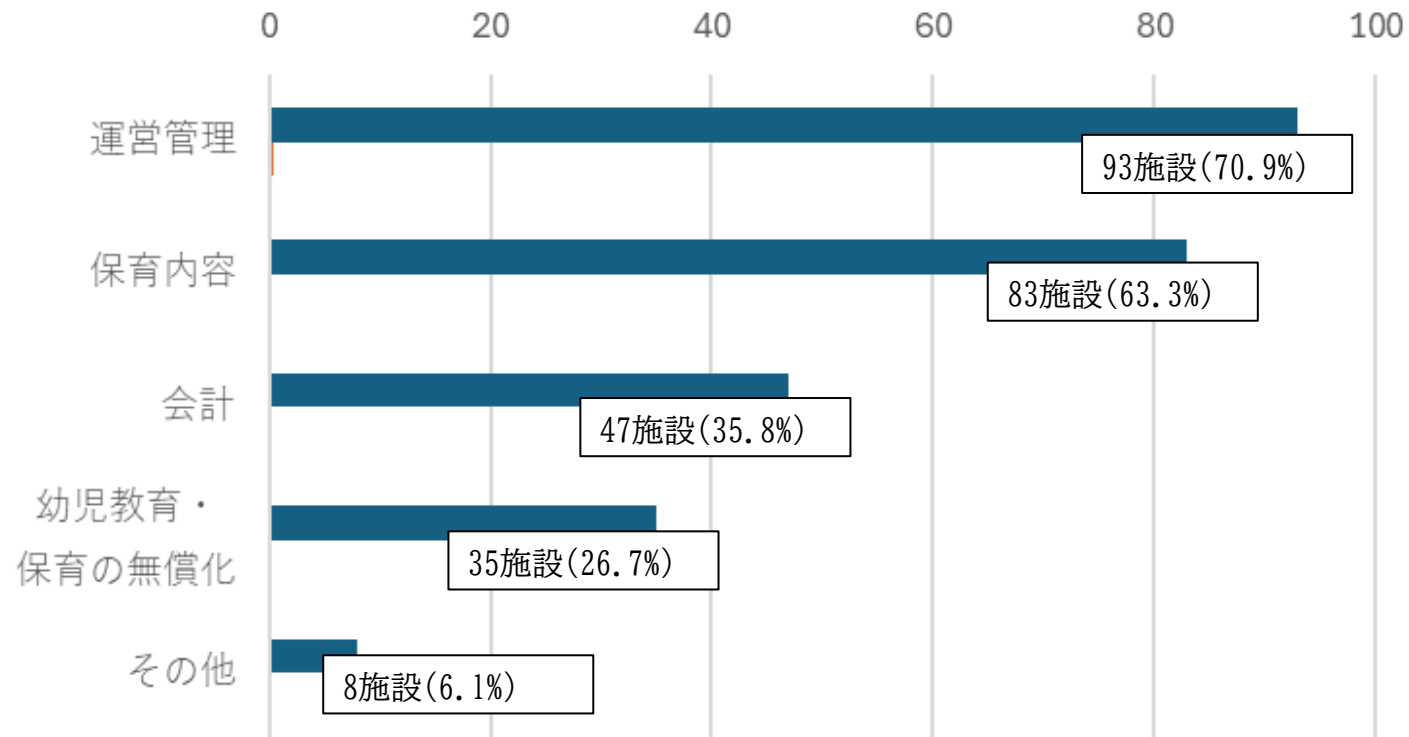
集団指導の内容について



令和6年度(2024年度)集団指導のアンケート結果 ②

今後の集団指導で取り上げてほしいテーマ

(複数回答可)



終わりに

以上で、令和7年度の特定教育・保育施設等の指導検査に関する集団指導は終了となります。

受講いただき、ありがとうございました。メールに添付した受講確認票の提出をもって、集団指導の受講終了となります。受講確認票は、10月31日(金)までに、提出をお願いします。



ご清聴ありがとうございました。

国八王子市